

文学研究科美学美術史学専攻
博士学位請求論文の申請および審査に関する内規

2021年6月9日改訂

本内規は、「博士学位請求論文の申請および審査に関する文学研究科の内規」に基づき、美学美術史学専攻における博士学位請求論文の申請および審査に関する手続きなどを定めたものである。

I 学位の名称

(1) 美学美術史学専攻の学問分野と関連する博士学位請求論文を提出し、本専攻の組織する審査委員会による審査を経たのち、大学院文学研究科委員会の判定に合格した者に学位が授与される。

(2) 美学美術史学専攻において授与する学位は以下の通りである。

博士（美学） Ph.D. in Philosophy

II 学位申請の資格

(1) 「課程による博士」学位と「論文による博士」学位の申請資格の区別については、「博士学位請求論文の申請および審査に関する文学研究科の内規」の「II 学位申請の資格」に定める通りである。

(2) 「課程による博士」学位の場合、学位請求論文の提出が許可されるためには、以下の条件をすべて満たす必要がある。

- a) 学位申請者は、指導教授の承認を得た上で申請手続きを行わなければならない。
- b) 学位申請者は後期博士課程に在学中、原則として年に1回、学内の合同ゼミで口頭発表を行い、指導教授を含む本専攻の文学研究科委員に研究成果を報告しなければならない。
- c) 学位請求論文提出までに、2点以上の学術論文（内1点は査読付き）を刊行していなければならない。ただし、学位請求論文提出までに学術雑誌に受理され掲載が決定している場合は、刊行前の論文も点数に含めてかまわない。さらに、学位請求論文の主題が日本以外に関わるものである場合、その主題に密接に関わる日本以外の言語で書かれた論文を含むことが望ましい。
- d) 学位請求論文は、日本語で12万字以上（400字詰め換算300枚以上）を目安とする。

(3) 「論文による博士」学位の場合、学位請求論文の提出が許可されるためには、以下の条件をすべて満たす必要がある。

- a) 学位申請者は事前に、学位請求論文審査の主査を本専攻の文学研究科委員から選び、それを申し出て、当該文学研究科委員から承諾を得なければならない。
- b) 学位申請者は、学位請求論文の提出時までに、2点以上の学術論文（ないしはそれに相当する内容の業績）を刊行していなければならない。そこに必ず査読付きの論文を含まなければならない。ただし、学位請求論文提出までに学術雑誌に受理され掲載が決定している場合は、刊行前の論文も点数に含めてかまわ

ない。さらに、学位請求論文の主題が日本以外に関わるものである場合は、その主題に密接に関わる日本以外の言語で書かれた論文等を刊行していなければならない。

c) 学位請求論文は、日本語で 12 万字以上（400 字詰め換算 300 枚以上）を目安とする。

Ⅲ 学位請求論文の申請手続きと審査

(1) 学位請求論文の提出が許可された者は、文学研究科が定める内規にしたがって申請手続きを行うものとする。

(2) 学位請求論文の審査は、文学研究科が定める内規にしたがって行われる。

(3) 学位請求論文審査委員会は、主査 1 名（本専攻の文学研究科委員）と、原則として副査 2 名以上、学識確認者 1 名から構成される。学識確認の担当者は主査または副査が兼任することが許される。

(4) 学位請求論文審査委員会は、本専攻文学研究科委員の協議に基づいて構成され、文学研究科委員会の承認を得なければならない。

(5) 「論文による博士」学位を請求する者は、本専攻の後期博士課程の修了者と同等以上の学識があることを学識確認者によって確認される必要がある。

(6) 博士学位請求論文が文学研究科委員会で受理された後は、申請者の希望による論文訂正は認められない。しかし、審査の過程において、審査委員会から修正を求められた場合は、本専攻の取り決めにしたがって最小限の加筆・修正を行うことが認められる。加筆・修正は、主査の責任においてこれを確認する。申請者は訂正された論文あるいは正誤表を主査に提出し、主査は審査委員会の承認を得た訂正された論文あるいは正誤表を、審査報告書と併せて文学研究科委員会に提出し、論文審査の可否を審議する文学研究科委員会の席上で、訂正についての承認を求めることとする。

以上